

平成 27 年度

国政に関する要望書

平成 26 年 7 月

神奈川県町村会

目 次

| | | |
|-----|----------------|----|
| I | 真の分権型社会の実現 | |
| 1 | 地方分権の推進 | 1 |
| 2 | 地方税財源の充実・強化 | 1 |
| II | 防災対策の充実・強化 | |
| 1 | 地震防災対策等の充実強化 | 6 |
| 2 | 原子力災害対策の強化 | 8 |
| III | 環境の保全 | |
| 1 | 森林等自然環境の保全 | 9 |
| 2 | 生活環境の整備促進 | 10 |
| 3 | 再生可能エネルギーの導入促進 | 11 |
| IV | 福祉・医療の充実 | |
| 1 | 福祉・医療施策の充実 | 12 |
| 2 | 医療保険制度の改革 | 15 |
| V | 都市基盤の整備と産業の振興 | |
| 1 | 都市基盤、海岸の整備促進 | 17 |
| 2 | 住民生活の安全・安心 | 19 |
| 3 | 地域産業振興対策等の推進 | 19 |
| 4 | 観光施策の推進 | 20 |
| VI | 教育の振興 | |
| 1 | 就学前児童の教育充実 | 22 |
| 2 | 学校教育の振興 | 22 |

I 真の分権型社会の実現

1 地方分権の推進

地方分権改革推進委員会勧告や第30次地方制度調査会の答申を踏まえ、第4次一括法が成立し、地方分権改革も一区切りとなるが、引き続き、地方税財源の充実・強化を図りつつ、それぞれの町村の個性を活かし、自立した地方をつくるため、真に住民の視点に立つ分権型社会の実現を促すよう要望する。

また、道州制推進基本法案の国会提出の動きがあるが、国民に十分な説明がなされておらず、そのため、国民論議が深まっていないことから、国民及び地方自治体への説明を丁寧に行うとともに、その取扱いについては、地方自治体との協議をしっかりと行う等、慎重に対応すること。

(1) 「国と地方の協議の場」の充実

制度改革など地域や住民生活に多大な影響を与える施策について、国と地方にとって最も効果的な施策となるよう、引き続き協議の場の一層の充実を図ること。

(2) 地方分権改革における「提案募集方式」の推進

内閣府では、新たな局面を迎える地方分権改革のため、新たに「提案募集方式」の導入を開始したが、地方の発意に根ざした取組みであることから、権限を持つ省庁の対応が消極的にならないよう、十分な周知・調整を行うとともに、事務・権限の委譲に際しては、委譲に見合う所要の財源を確保すること。

2 地方税財源の充実・強化

町村は税源が乏しい中、昨今の防災対策はもとより、農林水産業の振興、各種社会保険制度の実施など少子高齢社会への対応、社会福祉施設等の充実、相対的に立ち遅れている生活関連施設の整備、資源循環型社会の構築等の環境施策の推進等、各般の政策課題を着実に推進する大きな役割が求められている。

このため、厳しい条件の下、自らも積極的に町村行財政改革に取り組んでいるところであるが、町村がより自主的・主体的な地域づくりを進めるためには、自主財源の充実確保が不可欠である。

よって、国は町村財政基盤を強化するため、次の事項について実現するよう強く要望する。

(1) 自主財源による行財政運営

ア 地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域の自主性及び自立性向上を実質的に担保するものであることから、国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方の税源配分を見直すこと。

イ 平成26年度税制改正において、法人住民税法人税割の一部を国税化し、交付税原資に繰り入れることとなつたが、法人住民税は、地域の構成員である法人が、市町村から産業集積に伴う社会資本整備などの行政サービスの提供を受けていることに対する応益負担であり、受益と負担という税負担の原則に反するとともに、これまで各町村が努めてきた企業誘致等の自主的努力を否定することとなる。

さらに、不交付団体においては、普通交付税による財政調整機能もなく、国税化により地方税収が純減することから、直ちに廃止すること。

ウ 法人実効税率のあり方の検討にあたっては、外形標準課税の拡充や課税ベースの拡大等、法人課税の枠組みの中で、所要の地方税財源を確保することを大前提とし、地方財政に影響を与えないこと。

エ 固定資産税は、収入の普遍性・安全性に富む、町村財政における基幹税目であることから、税収が安定的に確保できるようにすること。

特に、土地・家屋と一体となって生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税については、町村の重要な財源であり、国の経済対策等の手段として見直されこととなれば、町村の財政に多大な支障を生じることから、現行制度を堅持すること。

オ 地方税法第348条第4項では、固定資産税の非課税の範囲が規定されているが、近年の農業協同組合は農業振興を図つていこうとする当初の目的からかけ離れ、特に金融事業が肥大化し銀行業務に近づいているため、農業協同組合の非課税措置を廃止し、公平性の観点からも信用金庫等と同じ固定資産税の課税標準の特例措置を講ずること。

カ　自動車取得税の廃止に伴う自動車税の環境性能課税の実施については、町村財政の減収をきたさないことを前提として制度設計すること。

特に、普通交付税の不交付団体については、自ら歳出削減などで財源を捻出せざるを得ないのが実情であることから減収分の代替財源を確実に措置するか、代替財源の措置がない場合は、地方特例交付金での減収補填措置を行うこと。

また、自動車重量税のエコカー減税の拡充に伴う町村財政への影響についても、同様に確実に財源補填すること。

キ　ゴルフ場利用税（交付金）は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、防災対策、環境対策など、所在町村特有の行政需要に対応するとともに、地域振興を図る上でも貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(2) 地方交付税改革の推進

ア　地方交付税は、本来、地方の固有財源であることから、国の政策目的を達成するための手段として用いることは断じて行わないこと。

また、その性格を制度上明確にするため、名称を「地方共有税」に変更すること。

イ　交付税率を引き上げるとともに、三位一体改革で大幅に削減された地方交付税を復元・増額すること。

ウ　地方の社会保障関係費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、安定的な財政運営に必要となる地方交付税等の一般財源の総額を引き続き確保すること。

エ　地方交付税は、国の一般会計を経由せず地方交付税特別会計に直接繰り入れること。

オ　廃止補助金への補てんや新たな施策等の財源としての交付税措置については、不交付団体が著しい不利益を被ることのないよう、適切な措置を講ずること。

(3) 臨時財政対策債の見直し

県内自治体は、大きく税収が落ち込む中、福祉や医療等社会保障に係る経費の大きな伸びに、各々大変な工夫と必死の努力をもって行政

運営をしている。

そこで、地方財政対策における臨時財政対策債発行可能額の算出方法について、都市部周辺の自治体、とりわけ町村に対し、制度設計の上で絶対に不利にならないよう総合的な視点で検討すること。

また、臨時財政対策債の元利償還については、将来において町村の財政運営に支障が生じることのないよう、後年度に財源措置をするとした臨時財政対策債の元利償還に対する地方交付税措置を確実に履行すること。

また、臨時財政対策債制度については、速やかに廃止し、地方財源の不足は、地方交付税の法定率引き上げ等、適切な財政措置を講じられたい。

(4) 地方債諸要件の緩和

町村における公債費負担は未だ重く、健全な財政運営の支障となっているので、後年の将来負担比率を抑えるため、地方債に借換え諸要件緩和するとともに、繰上償還対象利率の引き下げなどについて措置すること。

(5) 法改正等に伴う制度変更による情報システム開発・改修のための財源措置等

近年、いわゆるマイナンバー法の公布等、国の施策に起因する制度の創設・変更による情報システムの開発・改修が大変多くなっており、町村における財政的、事務的負担も増えていることから次の事項の実現をはかられるよう、要望する。

ア 国庫補助金等の支援制度では広域連携を推進する観点からも、市町村だけでなく、その業務を共同して処理をする一部事務組合も直接の補助対象とすること。

イ 情報システムの開発・改修に伴う経費は、実態に見合うものとなるよう、適正な財政措置を講ずること。

ウ 町村においては、執行体制が必ずしも盤石とは言えないため、国の施策に起因する制度の創設・変更等については、極力、町村の過重な事務負担とならないよう配慮すること。

エ 議会への予算議案の提案等に支障が生じないよう、適宜、適切な

情報提供を行うこと。

II 防災対策の充実・強化

我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災から3年余りが経過し、各地方自治体においては、この震災を教訓に、現在、様々な防災・減災対策の充実、強化を図っているところである。

しかしながら、これまでの対策をさらに進め、住民と連携しつつ総合的な防災対策を強化していく必要があるが、財政基盤の弱い町村では十分な対応が困難なため、国は次の事項について積極的な支援措置を講ずるよう強く要望する。

1 地震防災対策等の充実強化

(1) 直下型地震等防災対策の充実強化

東海地震、神奈川西部地震、南関東地震などの地震観測網及び地震予知研究体制を充実、強化すること。

また、「東海地震対策大綱」や「首都直下地震対策大綱」に盛られた具体的対策を着実に推進すること。

さらに火山の噴火やゲリラ豪雨による水害等の大規模災害の発生が懸念されることから、住民の生命、身体、財産を守るために必要となる災害対策の強化を図ること。

(2) 公共施設等の耐震化事業への支援拡充

災害発生時に住民の避難場所となる公共施設、防災拠点施設、上下水道をはじめとしたライフライン施設等に対する耐震化事業に対しては、十分な財政支援措置を講ずること。

また、災害復旧活動のための道路・橋梁の整備に対しても、必要な技術的支援と財政的支援を講ずること。

(3) 橋梁、トンネル等の耐震補強事業への支援拡充

東海地震等の強化地域に指定されている町村においては、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路の確保が最重要課題となるが、これらの道路には橋梁やトンネルが多く存在しており、その耐震診断と補強工事が必要不可欠となっていることから、これらの事業に対する国の財政措置を更に充実すること。

また、完成時に中日本高速道路株式会社から移管された高速道路等

に架かる跨道橋の耐震補強事業については、原因者である中日本高速道路株式会社から負担金を徴収する制度を創設すること。

(4) 津波浸水対策の強化

津波浸水想定や地震被害想定については、最新の知見に基づき必要な都度見直し、地方自治体や住民に明らかにすること。

また、津波時の避難誘導のための標高表示、フラッグ等について、全国どこでもわかる統一的なものとなるよう、先行して整備した自治体に負担をかけないよう配慮しながら、国が標準化を進めること。

さらに、津波から人々の生命財産を守る防潮堤などの整備や、避難施設等の整備を図る場合には、十分な財政措置を講ずること。

(5) 地域防災無線への財政支援

災害時に通信の手段を確保するためには、通信の多チャンネル化・高速データ化は早急に必要であるため、既存施設の更新も含め、行政無線のデジタル化促進のための財政支援を行うこと。

(6) 実効性ある防災計画・体制の確立

市町村の地域防災計画は、災害対策基本法において、国の防災基本計画並びに都道府県の地域防災計画との整合性を図ることが義務づけられていることから、市町村における地域防災計画の見直し作業に遅滞を生じることのないよう、財政的支援を含め、必要な支援を行うこと。

(7) 自治体独自の被災地、被災者支援への国の主体性発揮

大規模災害時には、自治体が独自で被災地、被災者支援を実施する場合があるが、国・県・市町村が協力し、迅速に対応することが必要である。

自治体が実施する支援に対して財政的な援助等を含め、災害復旧・支援全般に関し、ガイドラインを策定するなど、自治体が的確に対応できるよう、国が主体となって取り組むこと。

また、「災害対策基本法等の一部を改正する法律」が円滑に運用できるよう、町村に対して、技術的・財政的支援を行うこと。

(8) 災害教育の強化

大規模災害時には、個人個人の判断能力、それを培う日々の災害教育が重要であるため、学校のみならず、様々な場面で、あらゆる年齢層に災害教育を実施する施策を展開すること。

(9) 消防団・自主防災組織の活性化

ア 「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」の制定に鑑み、新たな補助メニューの創設等の財政支援を講ずること。

イ 「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」の規定に沿い、国は団員の確保を図るために団員の優遇措置、啓発・PRを実施するとともに、町村が実施する施策に対する支援等の適切な措置を講ずること。

2 原子力災害対策の強化

(1) 原発事故の早期収束と廃炉の着実な実施

昨年閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を踏まえ、福島第一原発事故の早期収束を図るとともに、廃炉する6基の原子炉については、廃炉工程表に基づき着実に実施すること。

(2) 避難の長期化を踏まえた生活・健康面の支援

避難の長期化に伴って深刻化している住居、雇用、医療等に係る避難住民の切実な不安を解消するため、法律に基づく支援を講ずること。

III 環境の保全

1 森林等自然環境の保全

森林は、地球温暖化の防止など地球規模での環境を保全する機能、国土の保全や水源のかん養等国民生活を広く支える機能をはじめ、動植物の生息・生育の場として生物多様性を保全する機能、森林浴などの保健・レクリエーションの場を提供する機能、木材の供給機能など「緑の社会資本」として重要な役割を果たしている。

このため、森林地域の町村では、森林の多面的機能が持続的に発揮できるよう種々の取組を行ってきたが、成果は十分でなく、充実しつつある森林資源を活かしつつ、多様で健全な森林づくりのための抜本的な対策を迫られている。

よって、国は、次の事項について適切な措置を講ずるよう要望する。

(1) 「森林・林業基本計画」に基づく施策の総合的な推進

「森林・林業基本法」に則して策定された「森林・林業基本計画」に基づき、森林の有する多面的機能の発揮や林業の持続的かつ健全な発展を図るため、総合的かつ計画的な施策を講ずること。

(2) 森林保全整備のための国民的支援策の構築

地球温暖化対策を着実に推進するためには、二酸化炭素排出抑制対策だけでなく、森林吸収源対策などの諸施策を地域において主体的に進めることが不可欠である。

また、森林の整備・保全等に果たしている町村の役割は大きい。

森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るため、水利用や二酸化炭素排出源等を課税客体とする森林環境・水源税や環境税などの創設により、地方税財源を確保するなど、国民的支援の仕組みを構築すること。

(3) 森林整備対策の拡充

「市町村森林整備計画」を円滑に推進するため、町村が実施する事務事業に対して十分な財政措置を講ずること。

また、地域住民の生活の安定と地域社会の健全な発展、さらには地域の実情に即した迅速な土地利用を図るため、保安林の指定・解除の

権限を町村に移譲すること。

(4) 木材利用の推進

快適な住環境の形成や地域経済の活性化につながるとともに、地球温暖化の防止にも貢献する木材利用に関し、住宅分野における木材利用、公共建築物の木造化、木質バイオマスのエネルギー利用など各分野において積極的な対策を講ずること。

(5) 野生鳥獣等防除対策に対する財政支援

鳥獣被害から暮らしを守る鳥獣被害防止特別措置法が今後着実に実施され、より効果的な運営となるよう町村に対する十分な支援措置を講ずること。

特に、サル・シカ・イノシシ、ハクビシン・アライグマ・タイワンリス等の野生鳥獣や外来鳥獣による農林業被害、生活被害が広域化・深刻化しているため、これらの防除事業に対する財政的、技術的な支援措置を強化すること。

2 生活環境の整備促進

安全で快適な生活環境を確保するためには、循環型社会を推進する総合的な政策が必要であり、このことは地域住民にとっても大きな関心事となっている。

町村が、総合的かつ計画的な廃棄物処理対策及び環境保全対策等を推進することができるよう、次の事項について国の積極的な措置を要望する。

(1) 循環型社会形成の一層の推進

廃棄物の発生を抑制するとともにそのリサイクルを推進し、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物・リサイクルの法体系を整備・拡充し、排出者責任や拡大生産者責任の原則をより一層徹底すること。

特に、国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう強力に指導すること。

(2) リサイクル各法の円滑な推進

リサイクル各法については、その適正な運用が図られるよう事業者や国民への指導、啓発・普及を強化し、充実すること。

特に、家電リサイクル法の対象となる家電製品の不法投棄を防止するため、購入時に再商品化料金を支払う方法に改正すること、指定取引場所を拡充すること、不法投棄された対象機器の再商品化料金を事業者の負担とすることなどの実現を図ること。

(3) 使用済小型電子機器等の再資源化

使用済小型電子機器等の再資源化制度に参加する町村の回収に要する費用の初期投資に係る負担と、ランニングコストについても国が積極的に支援を行い、市町村の財政的負担軽減を図ること。

また、国民に対し、この制度におけるリサイクルの必要性や、市町村等への適切な引き渡しをすることなど、積極的な普及啓発を行うこと。

(4) 廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

市町村が整備を進めている廃棄物処理施設は、循環型社会の形成のために欠くことができない施設であるのみならず、災害時には、一時的に大量に発生する災害廃棄物を適正に処理するための受け皿となる重要な施設であることから、国の循環型社会形成推進交付金については、市町村の要望額に応じ、必要な予算額を確保すること。

3 再生可能エネルギーの導入促進

(1) 再生可能エネルギーの導入促進

地球温暖化の防止、エネルギーの地産地消や地域の活性化を図るために、町村等が整備を図る太陽光、風力、水力発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入できるよう、手続きの簡素化を行うとともに、初期投資への助成等の支援を行うこと。

IV 福祉・医療の充実

1 福祉・医療施策の充実

少子高齢社会の急速な進展に伴い、福祉・医療サービスの需要はますます増大し、かつ、多様化している。

住民の誰もが安心して暮らせる地域社会を構築するため、国は次の事項について積極的な措置を講ずるよう要望する。

(1) 介護保険制度の改善充実

ア 介護保険料については、実態の運営に即した適切な保障措置を講ずること。

イ 低所得者に対する介護保険の保険料、利用料の軽減措置については、制度改正により低所得者（非課税世帯）の細分化が図られたが、保険料の段階設定や減免制度など市町村ごとの対応に不均衡が生じていることから、統一的で公平な運営を図るため、法の制度として明確な位置付けをするとともに、必要十分な財政支援措置を講ずること。

ウ 介護給付費国庫負担金については、定額負担金率をより増やすとともに、調整交付金は別途確保するなど、財政的支援を強化すること。

また、介護サービスの量を確保するための規制緩和及び質を担保するためのチェック機能を強化する体制づくりの充実を図ること。

さらに、介護報酬の地域区分の見直しに当たっては、市町村ごとの決定ではなく、生活圏を同じくするなど、より広域での設定とし、地域によりサービスに格差が生じないよう、地域の実情に十分に配慮すること。

エ 地域包括支援センターが行う介護予防支援業務については、報酬額を業務の実態に見合う額に見直すとともに、専門職員配置等の人的支援を行うなど、地域の実情を考慮した制度とすること。

オ 介護職員の待遇改善を介護報酬に上乗せすることは、保険料上昇を招き、利用者負担も重くなることから、介護職員の待遇改善について事業者への恒久的な交付金制度を創設すること。

カ 介護保険制度の法改正案では、要支援者に対するサービスである予防給付のうち、訪問介護（ヘルパー）及び通所介護（デイサービ

ス）について、従来、国が定めた全国共通の基準で提供されていた保険給付費から、市町村が地域の実情に応じ、多様な形態による効果的かつ効率的なサービスを提供するため、サービス内容や報酬単価が独自に決められる地域支援事業の枠組みの中で実施することとなっている。

こうしたことから、仮に制度が改正された場合には、ガイドラインで従来の予防給付と同水準の報酬にするなどの基準を設けるとともに、地域支援事業費の上限の見直しについては、町村に不公平が生じないよう留意すること。

(2) 少子化対策の充実

ア 子育てにおける親の経済的負担を軽減し、出産後の雇用の確保や保育環境の充実など、安心して出産、子育てができる環境の整備を図ること。

イ 小児（乳幼児を含む）・ひとり親家庭等医療費助成制度は、現在県と町村の負担によって維持されているが、国の統一的な制度として創設すること。

ウ 平成24年の児童手当法の改正にあたっては、国と地方の協議の場を通して、国と地方の負担割合について合意に至ったが、扶養控除の廃止によって子育て世帯の負担が増加する場合もあり、持続可能な制度となるよう、今後、更なる改善を図ること。

エ 待機児童解消に向けた保育所等の整備を促進するため、安心こども基金を活用した保育所緊急整備事業を当面継続すること。

また、待機児童対策を進めるためには、保育士の確保が大きな課題であるため、保育士の人材育成への支援や私立・公立保育園を問わず、人件費等に対する補助を実施すること。

オ 妊娠しても流産や死産を繰り返し、出産に至らない「不育症」の治療については、医療保険が適用される一部の検査を除き、大部分は保険適用外となっており、経済的な面を始めとするさまざまな理由によって出産をあきらめざるを得ない実態があることから、不育症治療に係る保険適用の早期実現並びに助成制度等を創設すること。

(3) 障がい者福祉施策の充実

- ア 重度障がい児者の生活の安定と福祉の向上を図るため、国の制度として重度障害児者医療費助成制度を創設すること。
- イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業の経費については、国の義務的経費と位置づけ、町村に超過負担が生じないよう、地域の実情に応じた十分な財政措置を講ずること。
- 特に、現在地域生活支援事業に位置付けられている移動支援事業については、自立支援支給に置くことで、義務的経費として明確な費用負担を行うこととし、保護者からの要望の多い通学支援の充実を図ること。
- ウ 障害の多様な特性、その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害者支援区分」については、認定事務を行う町村職員及び認定業務に携わる認定調査員が、客観的かつ公平・公正な認定業務を実施できるよう、研修等により資質の向上を図ること。

(4) 地域保健医療対策の充実

- ア 産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、病院に勤務する医師の数が減少していることから、国において医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講ずること。
- イ がん対策において、町村が実施する各種のがん検診については、継続的に実施できるよう十分な財政措置を講ずること。
- 特に、特定年齢がん検診については、女性のがん発症率が高まっていることから、より拡充された財源措置とすること。
- ウ おたふくかぜ、B型肝炎等有効性、安全性が確認されたワクチンについては、早急に予防接種法における定期接種の対象とすること。
- また、予防接種は国民の健康における安全保障であるとの観点から、本来、その財源を含め、国の責任において実施されるべきものであることから、全ての予防接種は地方交付税等の措置ではなく費用の全額を国の責任において措置すること。

なお、近年、患者数が急増している風しんについて、神奈川県では、25年度に国にさきがけた先導的な取組みとして予防接種の助成制度を創設し、26年度も引き続き実施するが、国が主体となり、風しんをはじめとする感染症について、予防接種法第6条第1項に

規定されている「臨時に行う予防接種」とし、まん延を防止する緊急措置を早急に講ずるよう要望する。

エ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ対策が円滑に実施できるよう広く住民に周知を図ること。

また、まん延期において市町村が行う生活環境の保全その他の住民生活及び地域経済の安定に関する措置並びに市町村が必要と認め独自に行う対策に関して、国として十分な支援を行うこと。

オ 肝炎対策について、肝炎が原因で発症した病気の費用についても、国として責任を持って対応すること。

カ 生活保護者の更生医療等他法優先については、町村における不公平な負担となっており町村の負担増は厳しい状況にあることから、早急に見直すこと。

2 医療保険制度の改革

(1) 国民健康保険制度等の改革

昨年とりまとめられた社会保障制度改革国民会議報告書を踏まえ、平成 25 年 12 月 5 日に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」においては、国民健康保険制度のあり方を含む医療保険制度改革について、「平成 26 年度から 29 年度までを目途に順次講ずるものとし、このために必要な法律案を平成 27 年に開会される通常国会に提出することを目指す」としているが、市町村国保の財政運営はもはや限界に達している。

よって国は、国民健康保険制度の抜本的な改革を早期に実現するよう、強く要望する。

ア 構造問題の抜本的な解決

(ア) 社会保障・税一体改革において、税制抜本改革時に行うとされた保険者支援制度の拡充を早急に実施すること。

(イ) 財政状況が大変厳しい中で市町村がやむを得ず行なっている法定外繰入は国保の構造的な問題に由来するものであり、この解消のためには上記の公費投入では不十分なことは明らかである。国費の大幅な追加投入により更なる財政基盤の強化を図り、構造的な問題の抜本的な解決を図ること。

(ウ) 後期高齢者支援金の被用者保険間における按分方法に全面総

報酬割を導入することにより財源が生じるのであれば、国民皆保険制度の基盤でありながら最も財政状況の厳しい国保に最優先で投入すること。

イ 都道府県保険者の実現

- (ア) 小規模保険者の財政運営は極めて厳しくかつ不安定であるため、都道府県ごとの広域化を早急に推進し、制度を持続的に運営できる仕組みを構築すること。
 - (イ) その際は、市町村に対して責任を持って調整機能を発揮できること、医療提供体制の整備、医療費適正化等の施策と一体的に推進できること等から、都道府県を保険者とすること。
 - (ウ) 都道府県が保険者となるにあたっては、受診機会の相違等による保険料水準の格差に配慮することとする等地域の実情に応じて都道府県が柔軟に調整機能を発揮できる仕組みを構築すること。
 - (エ) 保険料徴収や保健事業の実施等については引き続き町村が責任を果たしていく所存であり、都道府県と市町村が適切な役割分担の下、協力して制度運営できる体制を構築すること。
- (2) 後期高齢者医療制度の見直しへの対応
- 国が、今後検討する後期高齢者医療制度の見直しについて、現場に混乱が生じないよう慎重に行うとともに、小規模自治体、特に町村に不公平な負担を生じさせないよう配慮すること。

V 都市基盤の整備と産業の振興

我が国経済は、これまでの長期にわたる低迷状況からの脱却に向けた動きも見えつつあるが、地域経済の回復には未だほど遠い状況にある。

住民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、町村は、厳しい財政状況の中、都市基盤や生活環境の整備、地域産業の振興等に努めているが、その実現には大きな困難が伴っている。

また、2020年開催が決定した東京オリンピック・パラリンピックを見据えた観光産業の振興等も重要な要素となっている。

このため、国は、こうした町村の取組を支援するため、次の事項について積極的な措置を講ずるよう要望する。

1 都市基盤、海岸の整備促進

(1) 道路整備財源の確保

道路特定財源制度が廃止され、一般財源化法の成立によって関連の税収が必ずしも道路整備に使われることがなくなったが、町村にとって道路整備は生活基盤整備のための施策として極めて重要であるので、地方税源と道路財源については、引き続き確保し充実すること。

また、税源移譲にあたっては、町村による道路整備等の自由度を最大限拡大するとともに、地方の意見に十分配慮すること。

(2) 有料道路の通行料金の引下げ

地域経済活性化などのため、横浜横須賀道路や三浦縦貫道路をはじめとする三浦半島地区の有料道路の通行料金を引き下げる。

また、圏央道（さがみ縦貫道路）についても、圏央道が環状道路機能を発揮し、有効に利用されるよう料金を引き下げる。

(3) 鉛製水道管の取換工事に対する支援

有害な鉛が水道水に溶けだす鉛製水道管の取替工事は水質基準の強化もあり、早急に完遂する必要がある。財政基盤が脆弱な水道企業体に対し、鉛製水道管取替にかかる補助制度を創設すること。

(4) 町村下水道の整備促進

下水道の主要財源として地方債が活用されているが、将来における

料金負担の安定化と、下水道事業の促進及び財政負担の軽減を図るために、償還期限の延長や借換債制度の更なる条件緩和を行うこと。

また、下水道事業補助対象事業費については、下水道の普及率が低い町村に重点配分するとともに、町村の要望に柔軟で十分に応えられるよう、所要額を確保すること。

(5) 社会資本整備総合交付金の充実

社会資本整備総合交付金制度は、地方公共団体の創意工夫を生かした都市基盤整備を推進するうえで有意義な制度であることから、万全な財源措置を講じ、必要な基盤整備を図るための事業総額を確保すること。

(6) 生活交通の確保対策の充実

乗合バスは地域住民の日常生活を支える重要な交通手段であるが、バス事業者による不採算路線からの撤退や大幅な減便が続いているため、町村が中心となってこれを維持・確保しなければならず、財政負担が増大している。

このため、対象要件が厳しい国の地域公共交通確保維持改善事業費補助制度の採択要件を緩和するとともに、乗合バスの需給調整規制の廃止に伴う生活交通の確保対策について一層の税財源措置を講ずること。

(7) 海岸保全対策の推進

相模湾沿岸は海岸の浸食傾向が著しく、砂浜の回復が喫緊の課題となっている。特に、大磯港西側から二宮海岸にかけての浸食は、台風被害も受け、深刻な状況となっている。

今般、国直轄事業となつたことについて関係各位の多大なるご尽力に感謝するところであるが、今後の事業計画の策定に当たっては、地元経済の活性化を図るとともに、安全確保に万全を期すこと。

(8) 公共事業用地取得施策の充実

円滑な公共事業用地取得施策のために、公共用地提供者の税制優遇措置の充実と、収用事業に係る公共用地の代替地に対する税制措置の充実を図ること。

(9) 景観形成の整備促進

地域の風土や生活にあった住民中心の景観づくりに対し、景観法による補助制度を創設すること。

2 住民生活の安全・安心

近年、都市部のみならず町村部においても犯罪は著しく増加し、多様化しており、質的にも巧妙化、凶悪化の一途をたどり、住民の安全な生活への不安が深刻化している。これらの犯罪から住民を守り、安全な地域づくりを進めるためには、予防的な視点から防犯対策を推進する必要があり、これまでの取組を越えた自治体と警察、住民の連携が求められている。

よって国は、自治体が取り組む犯罪のない安全・安心のまちづくりを支援するため、次の措置を講ずるよう要望する。

(1) 警察官の増員

これまで比較的良好な治安状況を保っていた町村部においても凶悪犯罪が多発する傾向にあり、治安は従前に比べ悪化している情勢にある。住民の生命の安全と財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するためには、町村部への警察官の更なる増員配置と交番の増設が必要である。このため、本県警察官の定員基準を引き上げ、増員するとともに、関連する予算についても併せて措置を講ずること。

(2) 防犯環境の視点からのまちづくりへの支援

道路、公園等の公共空間に対する防犯灯や緊急通報装置の整備など、自治体が犯罪防止に配慮した環境設計という視点で取り組む事業に対し、財政支援措置を講ずること。

3 地域産業振興対策等の推進

(1) 中小企業の事業継続と雇用を守る観点から、資金需要への機動的かつ迅速な対応が図られるよう信用保証や融資制度の拡充等の支援を継続すること。

- (2) 地域中小小売店の振興や地域コミュニティを担う商店街の活性化を図るため、農商工連携の推進や商業基盤整備、空き店舗対策、イベントの開催など、商店街や小規模企業に対する支援の拡充を図ること。
- (3) 地域商工業の支援ニーズに迅速かつ的確に対応し得るよう、商工会等による経営指導体制の強化など、適切な措置を講ずること。
- (4) 地域の伝統工芸品やブランド開発など地場産業の振興を図るとともに、起業や転業などへの積極的な支援を行うこと。
- (5) 地域経済の中核を担う農林漁業や中小企業による新たな取り組みである農商工連携や農林漁業の6次産業化を促進させるため、生産、加工・流通、研究・事業化等の各段階において、きめ細かい支援策を拡充すること。

4 観光施策の推進

観光立国の実現に向け、観光施策を効果的かつ総合的に推進するためには、国と地方が一体的な連携をもって取り組む必要がある。

特に、2020年には、東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、訪日観光客の増加が見込まれることから、国による積極的な支援、対応が不可欠である。

- (1) 国内観光の活性化を図るため、国内各地での観光キャンペーンを積極的に展開すること。
- (2) 訪日観光客の誘客を図るため、海外での先導的なプロモーションに取り組むこと。
- (3) 訪日観光客の安心感につながる、正確でわかりやすい情報を発信すること。
- (4) 地域の雇用維持・確保につながる、産業観光をはじめとする体験型ツーリズムなど、地元の観光資源を活用したニューツーリズムの育成を支援すること。

- (5) 地域特性を活かした観光施設の再生や伝統文化の維持・継承を図るための施策に対し、支援を強化すること。
- (6) 滞在型観光として、宿泊旅行回数・滞在日数の増加に資する地域観光圏・広域観光圏のための取り組みを支援し、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりを推進すること。
- (7) 公共交通機関との連携に向けた取り組みを支援するとともに、景観・環境・安全に配慮した基盤整備やサイン表示、Wi-Fi 環境等の情報インフラ整備等、観光インフラの重点的かつ先行的な整備を推進すること。
- (8) 国家戦略特別区域及び区域方針案において、東京オリンピック・パラリンピックを視野にいれた国際都市にふさわしい都市・交通機能の強化の規制改革事項として「外国人の滞在に対応した宿泊施設の提供【旅館業法】」が掲げられているが、観光を基幹産業とする自治体においては、規制緩和による宿泊事業者への影響も考えられることから、国家戦略特別区域諮問会議や区域計画の策定時には、小規模団体の意見を十分に踏まえること。
- (9) 観光施策は多くの省庁に関わることから、それぞれの施策が有機的に連携して効果をあげることができるよう、政府全体として一元的に調整し、地方団体に情報提供すること。

VI 教育の振興

中央教育審議会では、平成 25 年 4 月 25 日に「第 2 期教育振興基本計画について（答申）」をとりまとめ、その中で、学びのセーフティネットの構築等教育行政の 4 つの基本的方向性が示されたが、これらを実現するうえで、地方自治体の役割は重要である。

この答申の中で、国の役割として、国は全国的な教育の機会均等や教育水準の維持向上について最終的な責任を負うとされていることから、地方自治体が教育の振興を推進できるよう、国は次の施策を講ずるよう要望する。

1 就学前児童の教育充実

(1) 幼稚園教育の振興

幼稚園就園奨励費補助金については、入園料及び保育費の合計額の 3 分の 1 以内の補助とされているが、「予算の範囲内で経費の一部を補助する」という規定が幼稚園就園奨励費補助金交付要綱にあるため、実際の補助率は 20 % 台前半にとどまり、実質的に市町村への負担転嫁と言える状況となっている。

幼稚園教育の更なる振興のため、補助対象経費の 3 分の 1 が確実に交付されるよう強く要望する。

2 学校教育の振興

(1) 少人数学級編制の実現

学級編成については、平成 23 年 4 月に、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（標準法）の一部改正により、小学校 1 年生の学級編制の標準が 40 人から 35 人に引き下げられるとともに、小学校 2 年生の 35 人学級については、標準法の改正によらず、36 人以上学級の解消に必要な教職員の定数を加配することにより対応されているが、きめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、教職員の定数改善によって、小学校 3 年生から中学校 3 年生までの 35 人以下学級の早期実現を図ることを要望する。

(2) 特別支援教育の推進に係る体制の整備

平成 19 年 4 月から、すべての学校において特別支援教育が実施されているが、その推進に係る教員の加配等が十分に行われていないことから、特別支援教育を推進する体制を整備することが困難な状況にある。

障がいのある児童・生徒に対する教育の充実を図る上で、国の責任において、特別支援教育コーディネーター（教育相談コーディネーター）、特別支援教育支援員、発達障がいに詳しい臨床心理士などの人的整備を一層充実するとともに、その経費に係る財政的措置を講ずるよう要望する。

(3) 「いじめ防止対策推進法」に基づいた新規取組に対する財政支援

平成 25 年 9 月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、「インターネットを通じて行われるもの」についても「いじめ」として定義されるとともに、国等の責務も明確に定められた。

併せて、いじめ問題等に対応するための地方公共団体の取組に対し、支援（補助率 1 / 3）も行われることとなっているが、対象は全国で 10 地域と限定されている。

同法第 5 条では、いじめ防止等のための対策を総合的に作成し実施する責務を国が有すると規定されていることから、当該事業に係る財政措置については、補助対象地域数に制限を設けず、取組を実施する全ての地方公共団体等に対し財政上の措置を講ずること。

神奈川県町村会町村長名簿

| | | |
|--------|-------|------|
| 会長 | 中井町長 | 尾上信一 |
| 副会長 | 二宮町長 | 坂本孝也 |
| 副会長 | 清川村長 | 大矢明夫 |
| 政務担当役員 | 湯河原町長 | 富田幸宏 |
| 監事 | 山北町長 | 湯川裕司 |
| 監事 | 大磯町長 | 中崎久雄 |
| | 葉山町長 | 山梨崇仁 |
| | 寒川町長 | 木村俊雄 |
| | 大井町長 | 間宮恒行 |
| | 松田町長 | 本山博幸 |
| | 開成町長 | 府川裕一 |
| | 箱根町長 | 山口昇士 |
| | 真鶴町長 | 宇賀一章 |
| | 愛川町長 | 小野澤豊 |